



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

(開示事項の経過) 株式会社インフォトップキャピタルの 新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 2 日公表の「株式交換による株式会社インフォトップキャピタルの完全子会社化及び孫会社の異動に関するお知らせ」において、株式会社インフォトップキャピタル（以下、「ITC」という。）の新株予約権付社債の発行を行う旨をお知らせいたしておりましたが、この度、株式会社インフォトップキャピタル第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

ITCは、平成 27 年 4 月 10 日開催の臨時株主総会にて、第 1 回無担保転換社債型新株予約付社債（以下「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。なお、ITCは譲渡制限株式の発行会社であるため、本社債の発行に係る募集事項の決定について株主総会の決議を要します。また、当該発行は、有利発行に該当します。

1. 社債に関する事項

(1) 社債の名称

株式会社インフォトップキャピタル第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(2) 発行の理由

運転資金拡充のため。

(3) 社債の発行価額

金 1,000 万円

(4) 新株予約権の発行価額

金銭の払込みを要しない。

(5) 割当日

平成 27 年 4 月 15 日

(6) 払込期日

平成 27 年 4 月 15 日

(7) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は I T C 普通株式とし、本新株予約権の行使により I T C が I T C 普通株式を交付する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の金額の合計額を転換価額（ただし、業績連動に応じて調整した場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

② 新株予約権の総数

2 個

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額又は転換価額）

(a) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。

(b) 本号①に従い本新株予約権の行使による交付株式数を算定するにあたり用いられる I T C 普通株式 1 株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、金 500 万円とする。但し、転換価額は業績に応じて調整されることがある。

④ 行使請求期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。但し、本社債が繰上償還される場合には、当該繰上償還日の前銀行営業日までとする。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) I T C が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとし、I T C が本新株予約権付社債を買入れ当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却した場合における本社債に付された本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(b) 平成 27 年 4 月より本項第④号に定める本新株予約権の行使期間中のいずれかの月までの期間（以下、本号において「行使条件判定対象期間」という。）の各月における I T C の月次連結営業利益の平均額が 2,000 万円以下となった場合には、当該行使条件判定対象期間の最終月の翌月中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

(c) 当社から事前の書面による承諾を得ることを要するものとする。なお、当社は、以下の条件がすべて充足されている場合には、合理的な理由なくかかる承諾を遅延又は拒絶しないものとする。

(ア) 本新株予約権行使時点において I T C が有利子負債を負っていないこと

(イ) 平成 27 年 4 月より本新株予約権行使の前月までにおける I T C の月次連結営業利益の平均額が 2,000 万円を上回っていること

(ウ) I T C がアエリアの完全子会社であった場合に連結納税によって享受可能な税務メリット以上の経済的効果がアエリアに見込まれること

⑥ 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとした。

(8) 社債の内容

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 社債の総額 | 金 1,000 万円 |
| ② 各社債券の金額 | 金 500 万円 |
| ③ 社債の金利 | 本社債に利息は付さない。 |
| ④ 社債の償還方法及び償還期限 | 満期償還又は繰上償還 |
| ⑤ 担保の有無及び内容 | 本社債には物上担保及び保証は付さない。 |
| ⑥ 社債管理者 | |

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書きの要件を満たすものであり、社債管理者は設置しない。

⑦ 募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権付社債のうち金 500 万円分を高濱憲一氏に、金 500 万円分を菅野秀彦氏に割り当てる。

(9) 業績調整の内容

① I T C 業績に連動した調整

I T C は、本新株予約権付社債の発行後、本号第②号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、以下に定める算式（以下、本号において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する（以下、本号において、本号により調整された後の転換価額を「調整後転換価額」という。）。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{金 1,000 万円} \times \frac{1 - \text{許容持株比率}}{\text{許容持株比率}}}{\text{既発行株式数}}$$

転換価額調整式で使用する許容持株比率は、本号第②号に掲げる事由ごとに当該項目に定める比率とし、転換価額調整式で使用する既発行株式数は、調整後転換価額の適用時期の直前における当社の発行済普通株式数とする。

上記算式による計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合、調整後転換価額の適用時期及び許容持株比率については、以下に定めるところによる。

(a) 平成 27 年 4 月より本新株予約権について行使請求があった日が属する月の前月までの期間（以下、本号において「調整条項判定対象期間」という。）の各月における I T C の月次連結営業利益の平均額が 2,000 万円を上回り 4,900 万円以下である場合

本新株予約権について行使請求があった日（同日を含む。）以降
許容持株比率＝当該平均額（100万円未満四捨五入）／1億

- (b) 調整条項判定対象期間の各月における I T C の月次連結営業利益の平均額が 4,900 万円を上回った場合

本新株予約権について行使請求があった日（同日を含む。）以降
許容持株比率＝49/100

- ③ 本号により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日に、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を通知する。

(10)業績調整の目的

本新株予約権は、I T C の平成 27 年 4 月以降の月次営業利益の平均額が 2,000 万円以下となった場合はこれを行行使することができないものとされており、他方で、月次営業利益の平均額が 2,000 万円を上回り 4,900 万円以下である場合にこれを行行使した場合には、当該行使後における権利行使者の持株比率が当該平均額を 1 億円で除した割合（20%～49%）となる株数が割り当てられることとなり、また、月次営業利益の平均額が 4,900 万円を上回った場合にこれを行行使した場合には、当該行使後における権利行使者の持株比率が 49%となる株数が割り当てられることとなります。平成 27 年 3 月 2 日公表の「株式交換による株式会社インフォトップキャピタルの完全子会社化及び孫会社の異動に関するお知らせ」記載のとおり、株式会社インフォトップ（以下、「I T」という。）の財務予測では、平成 27 年 7 月期には営業利益 578 百万円（月次営業利益 約 4,800 万円）を予測しております。

また、同開示にて記載のとおり、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「T F A」という。）にて D C F 方式で算定した I T の企業価値は 37 億円～45 億円であります。

I T の完全子会社化においては、I T C を設立し、I T C の借入金 1,200 百万円及び発行予定の新株予約権付社債 1,000 万円の負債合計額 1,210 百万円により、I T C が I T の全株式を取得することを前提として、I T の企業価値と I T C の負債との差額を純資産価額方式で算出した I T C の企業価値約 25 億円～約 33 億円のレンジを元に、株式交換比率の算定を T F A に依頼し、当該算定結果を参考にした株式交換比率にて、平成 27 年 4 月 24 日を効力発生日として当社と I T C との株式交換を行うことを予定しております。

I T C による I T 株式取得については、新株予約権付社債の協議が難航し発行が遅れたため、当初予定していた借入金に新株予約権付社債分の 1,000 万円を増額させ借入金 1,210 百万円で実施しております。なお、新株予約権付社債 1,000 万円については、資金使途を運転資金として発行いたします。また、借入金 1,210 百万円については、平成 27 年 3 月 31 日公表の「(開示事項の経過)株式会社インフォトップキャピタルの借入に関するお知らせ」のとおり、1 年間で返済予定であります。

純資産価額方式で算定した I T C の企業価値は、I T の業績次第ではありますが、借入金の返済が完了した 1 年後は、元々の D C F 方式で算定した I T の企業価値 37 億円～45 億円と同等になると考えられます。

行使については、両者協議の上で決定しますが、ITが事業計画に沿って進んだ場合、企業価値 37 億円～45 億円のITC株式の最大 49%をITCの株主2名が取得することとなります。ITCの株主2名に対しては、今後もITの顧問として支援いただく予定であり、本新株予約権については一種のインセンティブな要素を設けておりますので、元より有利なものとなっております。そのため、行使時期については双方で協議するとともに、業績連動及び行使条件を定めて合意に至りました。

2. 本新株予約権付社債が当社とITCの株式交換に及ぼす影響

本案件に伴う影響につきましては、今後、開示すべき影響等が判明した場合は速やかにお知らせいたします。

以上